



「静岡茶屋」募集!!

2020年東京オリンピック・パラリンピックも控え、今後も増加が予想される訪日客など静岡を訪れる方に、美味しい静岡茶を飲んでもらい、歴史等を学んだりすることにより、静岡茶のファンになってもらい、今後の消費拡大に繋げることを目的とします。

静岡茶屋の要件

- ① 静岡茶を心をこめて提供すること
- ② 3種類の静岡茶を500円で提供できること
- ③ 訪れた人からのお茶に関する質問に適切に答えることができること
- ④ 座ってお茶を飲めること
- ⑤ 静岡茶屋ののぼりを立てること

募集条件・特典等

- ▶ 静岡県内全域を対象として募集します。
 - ▶ すべての要件を満たしていることとします。
 - ▶ 一茶屋あたり、のぼり旗とのぼり立てをワンセットにして配布します。
※2セット目以降は有料とします。
 - ▶ 茶に関する各パンフレット・チラシ等を配布します。
 - ▶ オリジナル静岡茶屋一煎茶パック（袋）、オリジナルグッズを配布します。
- (注) 茶屋開設にあたっては、喫茶店または飲食店の営業許可が必要となります。

静岡茶屋申請手続きについて

店名・住所・電話番号・FAX番号・ホームページアドレス・責任者・お店の概要（①営業時間②座席数③従業員数④主な販売商品⑤主な飲食メニュー）・喫茶店または飲食店の営業許可の写しを下記（公社）静岡県茶業会議所宛までお送りください。

申請は平成29年5月1日から随時受付けております。

<個人情報の取扱いについて>

収集した個人情報（以下「個人情報」といいます）は、上記に関する目的に限って利用させていただきます。

個人情報の取扱いにつきましては、当会議所個人情報保護方針に則り厳重に管理し、第三者への提供、社外への業務委託は行いません。



（公社）静岡県茶業会議所 〒420-0005 静岡県静岡市葵区北番町81番地

TEL.054-271-5271 FAX.054-252-0331 E-mail: wbs01260@mail.wbs.ne.jp ホームページ: <http://shizuoka-cha.com/>

「静岡茶屋」申請様式

店名		責任者	
住所			
電話番号		FAX番号	

店の概要

営業時間 休み			
座席数		従業員数	
主な 販売商品			
主な 飲食メニュー			
特記事項(お店の特徴やPRポイントなど)			

※喫茶店或いは飲食店の営業許可の写しを添付願います。